

北海道告示第10579号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和元年（2019年）11月8日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称

道有地（釧路郡釧路町曙4丁目11番13）境界確定測量業務

(2) 契約の目的の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和2年（2020年）3月13日（金）まで

(4) 履行場所

釧路郡釧路町曙4丁目11番13

2 入札に参加する者に必要な資格

令和元年（2019年）11月8日付け北海道告示第10578号に規定する道有地（釧路郡釧路町曙4丁目11番13）境界確定測量業務の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部総務課財産運用グループ

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁7階共用B会議室

（郵送による場合は、北海道総務部総務課財産運用グループ）

(2) 入札日時

令和元年（2019年）12月5日（木）午前10時30分（郵送による場合は、令和元年（2019年）12月4日（水）必着）

(3) 開札場所

(1)に同じ。

(4) 開札日時

(2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の7及び北海道財務

規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 契約保証金

- (1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の16、財務規則第171条及び第172条の定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所

北海道総務部総務課財産運用グループ

(2) 交付方法

(1)の場所で交付する。

なお、北海道総務部総務課のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so_nyusatu.htm）においてダウンロードすることができる。

8 送付による入札の可否

認める。

9 落札者の決定方法

- (1) 地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- (2) 地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

- (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称

北海道総務部総務課

イ 所在地

札幌市中央区北3条西6丁目

ウ 電話番号

011-204-5790（直通）

(4) 契約金額の前金払はしない。

(5) 契約金額の概算払はしない。

(6) 部分払はしない。

(7) 所得税等の控除

契約の相手方が個人である場合にあっては、この契約に係る契約代金は、所得税法（昭和40年法律第33号）第204条第1項各号に規定する報酬、料金等に該当するので、その支払に当たっては、同項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）第28条第1項に基づき所得税及び復興特別所得税を控除して支払う。

(8) 送付による入札をした者は、開札日時に開札場所にいらない限り、再度入札に参加することができない。

(9) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) この入札の執行は、公開する。

(12) 詳細は、入札説明書による。

なお、競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。